

上尾市がん検診等実施規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 3 0 日

上尾市長 畠 山 稔

上尾市規則第 4 1 号

上尾市がん検診等実施規則の一部を改正する規則

上尾市がん検診等実施規則（平成 2 4 年上尾市規則第 4 5 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項ただし書中「（^{かくたん}喀痰検査を行う場合の当該喀痰検査に係る同表肺がん・結核検診の項に規定する自己負担金の額を除く。）」を削る。

別表肺がん・結核検診の項を次のように改める。

肺がん・結核 検診	問診及び胸部 X線検査	40歳 以上の 者	次の各号に掲げる検診の区 分に応じ、当該各号に定め る額
			(1) 集団検診 200円
			(2) 個別検診 650円

別表成人歯科健康診査の項及び成人訪問歯科健康診査の項中「30歳（」を「20歳及び30歳（」に、「30歳に」を「当該年齢に」に、「）及び」を「）並びに」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の上尾市がん検診等実施規則（以下「新規則」という。）第 6 条第 1 項ただし書及び別表の規定は、この規則の施行の日以後に受診した新規則第 2 条第 1 項に規定するがん検診等について適用し、同日前に受診した同項に規定するがん検診等については、なお従前の例による。